平成２５年（フ）第１７号
岐阜県中津川市茄子川2221番地の７
債務者　塩月　辰雄
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６１号
静岡県沼津市下河原町81番地、前住所静岡県裾野市富沢255番地の１　エルディム田口Ｄ202
債務者　杉山　梨恵
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
愛知県江南市村久野町藤里102番地２　ラフィネ藤里202
債務者　ボディサービス　トミヨリこと　冨依　賢逸
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４７号
愛知県江南市村久野町藤里102番地２　ラフィネ藤里202
債務者　冨依　香里
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５４号
愛知県岩倉市新柳町３丁目43番地パークサイドアゼリアＢ棟201号
債務者　砂本　美幸（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６号
堺市西区上野芝向ヶ丘町５丁24番２号
債務者　大久保真奈美（旧姓前城）
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
堺市中区八田西町２丁12番29号
債務者　松吉　　優（旧姓皆田）
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８号
熊本県球磨郡あさぎり町須恵1789番地１　Ａ号
債務者　村中　静香（旧姓吉永）
１　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第５号
新潟県上越市大字戸野目476番地１　ガーデンパレス103号
債務者　市川　正彦
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第８号
新潟県糸魚川市寺町４丁目８番24号川原アパート１Ｆ１号室
債務者　加藤ヒサエ
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１６号
岐阜県瑞浪市山田町827番地の61
債務者　西尾　**隆**介
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１８４号
名古屋市南区中割町３丁目13番地の２　さくら寮202号
債務者　小倉　安男
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２９号
名古屋市千種区千種１丁目14番41号　エスポア千種1003号
債務者　野村美砂こと　鄭　　美燮
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５１号
愛知県東海市養父町１丁目10番地　サンシティー東海501号
債務者　濱口アンヘリタデラロサこと　ＨＡＭＡＧＵＣＨＩ　ＡＮＧＥＬＩＴＡ　ＤＥＬＡ　ＲＯＳＡ
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１３号
愛知県一宮市大和町妙興寺字地蔵恵100番地コニーヒルズ21・201号
債務者　丹下　辰男
１　決定年月日時　平成25年３月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６１号
愛知県一宮市春明字南馬背口４番地
債務者　山口商店こと　山口　　茂
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２９０号
香川県高松市屋島東町1095番地４
債務者　宇山巳津夫
１　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係